法律

住民基本台帳法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第七十七号

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第三十一条―第四十一条）」を「第四章の三　外国人住民に関する特例（第三十条の四十五―第三十条の五十一）
第五章　雑則（第三十一条―第四十一条）」に改める。

第五条中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第八条中「この法律」を「第四章若しくは第四章の三」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4　第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第二十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第一項中「この条」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

第二十四条の二の見出し中「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、「であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの」を削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条」を「をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項」に改め、同条第二項中「世帯主に関する付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改め、「住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「に係る付記転出届」を「に係る転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改める。

第二十五条中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十二条第一項及び第二十三条」に改める。

第二十六条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十七条第一項中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第二項中「第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十八条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第二十八条の二及び第二十八条の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十九条及び第二十九条の二中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第三十条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十条の四十四の見出しを削り、同条第一項中「市町村長」の下に「（以下この条において「住所地市町村長」という。）」を加え、「及び住民票コード」を削り、「が記録された」を「（以下この条において「カード記載事項」という。）が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれた」に改め、同条第二項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第八項中「、住民基本台帳カードの有効期間」を加え、「及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合」及び「に関する事項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他の」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他」に、「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

第三十条の四十四第四項の次に次の三項を加える。

5　住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

6　前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7　第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　外国人住民に関する特例

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の四十五　日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

一　中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	一　中長期在留者である旨 二　入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	一　特別永住者である旨 二　入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	一　一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二　入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在期間